

第12回

木曾三川下流部船舶対策協議会

平成29年3月17日

国土交通省 中部地方整備局

木曾川下流河川事務所

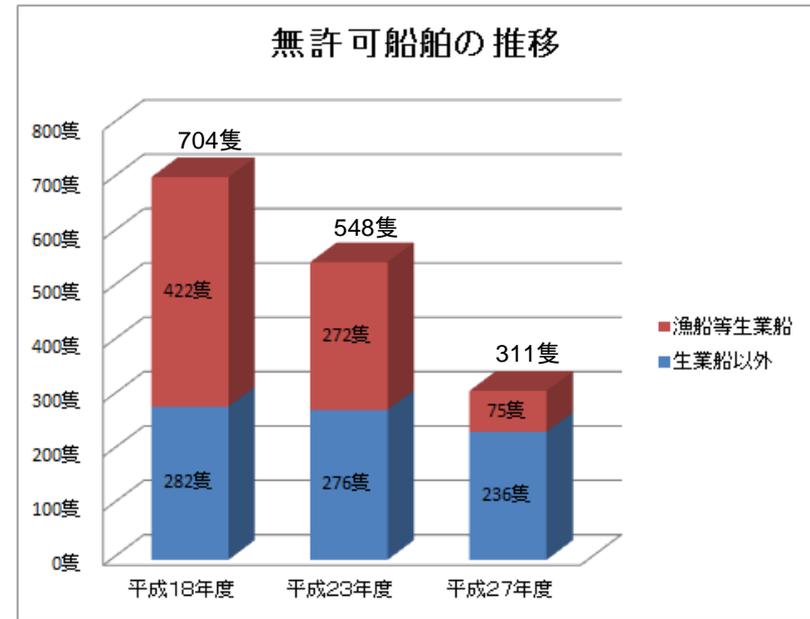
協議会及び幹事会開催状況、不法係留船対策状況

H19.3.16	幹事会	協議会設置の趣旨
H20.2.15	第1回協議会	不法係留船の現状と問題点
H20.6.26	第2回協議会	現地視察、漁船とプレジャーボートの線引き
H21.1.16	第1回勉強会	不法係留船の問題点と対策の流れ
H21.2.26	第2回勉強会	基本方針(案)
H21.3.19	第3回協議会	基本方針(案)、大型作業船の是正措置
H21.11.26	幹事会	第4回協議会に向けて
H21.12.17	第4回協議会	早急に対応が必要な案件、船舶対策計画の策定
H22.6.14	幹事会	第5回協議会に向けて
H22.6.28	第5回協議会	本年度スケジュール、不法係留船対策計画(素案)
H22.11.17	幹事会	強制的撤去措置(松之木・西川) Ver.221117不法係留船対策に係る計画書
H23.2.24	幹事会	H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群) Ver.230224不法係留船対策に係る計画書
H23.3.16	第6回協議会	H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群)、不法係留船対策に係る計画書
H23.10.19	幹事会	H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群)、 H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先)
H24.2.23	第7回協議会	H23年度強制的撤去措置(ケレップ水制群) H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先) H26～27年度強制的撤去措置(油島地先) 船頭平暫定係留施設占用廃止(H27.3.31) 変形護岸整理集約(H23～27年度)
H24.10.23	幹事会	H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先) Ver.241023不法係留船対策に係る計画書
H25.2.22	第8回協議会	H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先) H26～27年度強制的撤去措置(油島地先) 船頭平暫定係留施設占用廃止(H27.3.31) 変形護岸整理集約(H24～27年度)
H26.2.25	第9回協議会	河川法施行令改正(放置艇対策) H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先) H26～27年度強制的撤去措置(油島地先) 船頭平暫定係留施設占用廃止(H27.3.31) 変形護岸整理集約(H24～27年度)
H27.3.23	第10回協議会	H24～25年度強制的撤去措置(船頭平木曾川水路及び西川地先) H26～27年度強制的撤去措置(油島地先) 船頭平暫定係留施設占用廃止(H27.3.31) 変形護岸整理集約(H24～27年度) 不法係留船対策に係る計画書の見直し 河川法施行令改正による放置艇対策の促進について
H28.2.23	幹事会	協議会(幹事会)開催状況及び不法係留船対策状況 第10回協議会以降の動き 強制的撤去措置に係る年次計画の見直し(案)及び船頭平暫定繫留施設
H28.3.23	第11回協議会	協議会(幹事会)開催状況及び不法係留船対策状況 第10回協議会以降の動き 強制的撤去措置に係る年次計画の見直し(案)及び船頭平暫定繫留施設

H21.3.13	監督処分	プースター船
H21.4.15	戒告書送付(行政代執行法)	プースター船
H21.5.14	自主撤去開始	プースター船
H21.8.10	自主撤去終了	プースター船
H22.1.25	簡易代執行公告	下坂手変形護岸
H22.3.9～15	簡易代執行	下坂手(船舶32 船台1を撤去・保管)
H22.3.29	全船舶、工作物撤去確認	下坂手
H22.9.29	簡易代執行公告	松之木
H22.11.30	簡易代執行公告	西川
H22.12.1	行政代執行令書	松之木
H22.12.7	簡易代執行	松之木(船舶を9隻撤去)
H22.12.8	行政代執行	松之木(船舶を7隻撤去)
H23.1.19～20	簡易代執行	西川(船舶を12隻撤去)
H23.6.22	計画書策定	木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書策定
H23.6.22	重点的撤去区域公示	ケレップ水制群
H23.9.13	簡易代執行公告①	ケレップ水制群
H23.11.24	簡易代執行公告②	ケレップ水制群
H23.12.7	簡易代執行①	ケレップ水制群(船舶3隻を撤去)
H24.2.1	簡易代執行②	ケレップ水制群(船舶1隻を撤去)
H24.4.11	重点的撤去区域公示	船頭平木曾川水路及び西川地先
H26.4.14	重点的撤去区域公示	油島地先
H27.3.31	占用廃止	船頭平暫定繫留施設(係留船舶32隻)
H27.6.4	是正完了	船頭平暫定繫留施設係留船舶自主移動

【事務所管内】係留船舶等の現状

	平成18年度	平成23年度	平成27年度
係留船舶合計	1,478	1,275	1,025
無許可船舶	704	548	311
漁船等生業船	422	272	75
生業船以外	282	276	236
許可船舶	774	727	714
漁船等生業船	542	488	251
生業船以外	232	239	463
棧橋	130	74	102
不法棧橋	124	68	96
国の設置した棧橋(防災棧橋)	6	6	6



《平成27年度調査》

漁船等生業船 船体に漁船番号が明示されているもの
 生業船以外 船体に漁船番号が明示されていないもの

不法係留船舶対策箇所【行政代執行、簡易代執行】

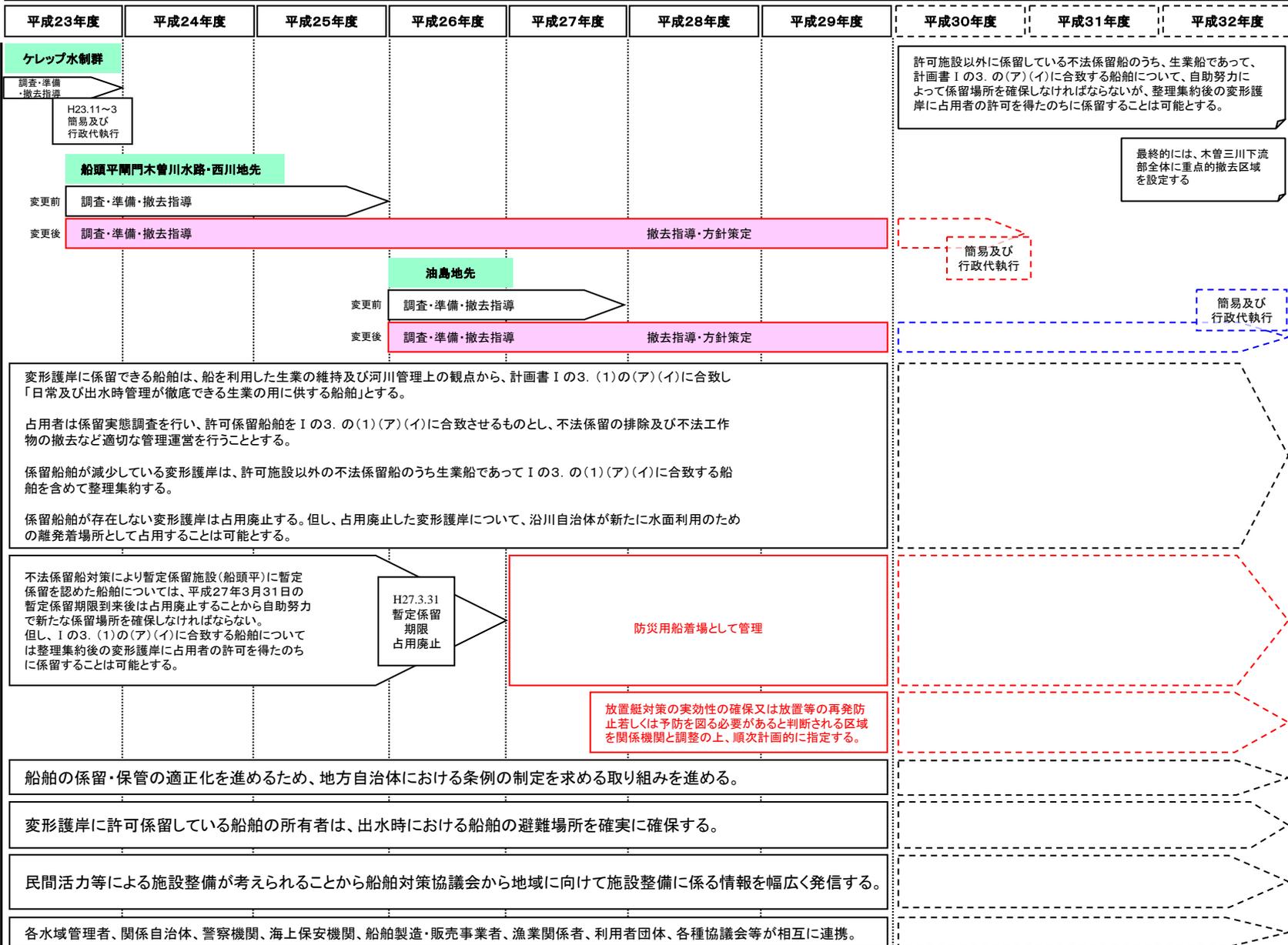
対策箇所	経緯	執行状況	対策の成果
<p>ブースター船</p> <p>長良川左岸12km付近</p>	<p>長良川河口堰運用開始後の浚渫工事に従事した作業台船。 全長47m,幅約15mで32klのA重油を積載。 老朽化が進み、沈没や燃料油流出のおそれがあった。</p>	<p>H21.3 監督処分 H21.4 戒告書交付 H21.5 自主撤去開始 H21.8.10 撤去作業終了</p>	 <p>ブースター船</p>  <p>自主撤去(解体)</p>
<p>下坂手変形護岸</p> <p>長良川左岸9.4km付近</p>	<p>本来の使用者がいなくなったことから H19年度末に占用廃止 撤去指導を継続して実施するが是正されず H21年には台風18号により船が転覆・沈没</p>	<p>H22.3.9～15 簡易代執行実施 (32隻、船台1)</p>	  <p>長良川</p> <p>撤去完了後</p>
<p>松之木変形護岸(一部)</p> <p>長良川左岸11.6km付近</p>	<p>H21.10 台風18号で船が沈没、所有者は是正指示に従わず放置 H22.3 水質事故発生(沈没船から油流出)し、緊急的に河川管理者が引き上げ H22.4 一部占用廃止 H22.9 監督処分・簡易代執行公告 H22.11 戒告書交付 H22.12 代執行令書</p>	<p>H22.12.7 簡易代執行実施(9隻) H22.12.8 行政代執行実施(7隻)</p>	 <p>撤去完了後</p>  <p>長良川</p>
<p>西川地区(ワンド)</p> <p>木曾川右岸10.6km付近</p>	<p>当該場所は所有者不明の不法係留船が、長年に亘り多数放置(H21.4時点で40隻)日常管理ができていない船がほとんどであり、油流出による水質事故や洪水時に流出するおそれがあった H22.11 簡易代執行公告</p>	<p>H23.1.19～20 簡易代執行実施(12隻)</p>	 <p>木曾川</p> <p>H22.4時点 40隻確認</p> <p>撮影 H21.10</p>  <p>撤去完了後</p>

不法係留船舶対策箇所【行政代執行、簡易代執行】

対策箇所	経緯	執行状況	対策の成果	
<p>ケレップ水制群</p> <p>木曾川右岸 16.4～23.8km付近</p>	<p>沈・廃船を含め、管理がされていない船が多数あり、出水時の流出や油漏れなどの恐れがあるほか、景観の阻害となっていた。</p> <p>H23.2.2～3 不法係留船57隻、不法棧橋2 H23.6～10 不法係留船 9隻 H23.9.13 簡易代執行公告 3隻 H23.11.24 簡易代執行 1隻</p>	<p>H23.12.7 簡易代執行(3隻) H24.2.1 簡易代執行(1隻) 自主撤去 船舶23隻 棧橋2基 廃船処理 32隻 占用 7隻</p>	 <p>簡易代執行前(H22.9)</p>	 <p>占用許可後の係留状況(H24.8)</p>
<p>船頭平暫定係留施設</p> <p>長良川左岸11.8km付近</p>	<p>S55年頃から台船6隻を利用した浮き棧橋を不法に設置し、約90隻を係留させ料金を徴収し収益を上げていた者がいた。</p> <p>H13～14 指示書、弁明通知、監督処分(1回目) H16 監督処分(2回目)、所有権放棄書提出。</p> <p>【管理に係る経緯】</p> <p>①防災棧橋 河川管理者直轄管理(H17.4～管理委託) ②暫定係留施設 H17.7船頭平地区環境整備協議会 がA～C棧橋の係留に係る水面占用許可を受ける。(占用期限H27.3.31) 使用許可係留者は使用規則を厳守。</p> <p>【木曾三川下流部不法係留船舶対策に係る計画書】 H27.3.31をもって暫定係留施設を占用廃止する。</p> <p>【木曾川下流防災船着場(第4回)PT会議 H27.3.20】 河川管理者又は河川協力団体が河川管理に寄与する活動を行う場合、及び公共団体が公共事業、学習・教育、防災、緊急時、観光及びその他公共の福祉活動を実施する場合の一時的な係留に活用する。 現地にはオイルフェンスを設置済、不法係留防止措置を継続実施</p>	<p>H27.4 警告看板設置 文書発送</p> <p>H27.4～6 口頭指導</p> <p>H27.6 是正完了</p>	 <p>船頭平開門 防災棧橋 船頭平 A B C 長良川水路</p> <p>占用許可期限 平成27年3月31日 ※占用許可は10年間</p>	 <p>撮影 H27.8.24</p>

Ver.290317 木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書

計 画 書 フローチャート



重点的撤去区域設定及び同区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

許可施設以外に係留している不法係留船のうち、生業船であって、計画書Ⅰの3.(1)の(ア)(イ)に合致する船舶について、自助努力によって係留場所を確保しなければならないが、整理集約後の変形護岸に占有者の許可を得たのちに係留することは可能とする。

最終的には、木曾三川下流部全体に重点的撤去区域を設定する

簡易及び行政代執行

簡易及び行政代執行

※ H25.5水産庁「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づき、H25~H34の10年間で放置艇解消を目標とする。

**船頭平地区
(木曾川水路)
及び西川地区**

〔桑名市・愛西市〕

【不法係留の状況】

・H24.4.11重点的撤去区域公示

・H24.9の係留実態

船頭平地区58隻・棧橋12基

西川地区7隻・棧橋4基

・H26.2.28指示書を交付(是正期限:H26.3.28)

対象船舶34隻(船頭平地区27隻、西川地区7隻)

漁船が多数を占めており、地元自治体と係留場所確保に関し連携。愛知県漁組所属の漁船は、平成25年度中に愛西市にて移動先確保済。三重県漁組所属の漁船は、移動先確保に向け桑名市と対応協議中

・H26.3.31の係留実態

船頭平地区13隻、西川地区8隻

指示書に従い自主移動がなされる

平成25年度末に桑名市が提示した移動先の検討を中止。新たな移動先確保の検討を協議する。

・H27.4.17第2回目の指示書交付(是正期限:H27.5.15)

対象船舶32隻(船頭平地区24隻、西川地区8隻)

・H28.2.4の係留実態

船頭平地区24隻・棧橋9基

西川地区7隻・棧橋3基

・H29.2.15の係留実態

船頭平地区25隻・棧橋9基

西川地区7隻・棧橋3基

(内漁船30隻、PB2隻)

【河川管理上の支障】

船頭平地区(木曾川水路)12.4km附近及び西川地区は漁船が多数を占め、出水時の流出や油漏れなどの恐れがあるほか、12.4km附近は不法係留により水路幅が狭くなっており船頭平閘門を通航する船舶の通航の阻害となっている。



平成27年3月撮影

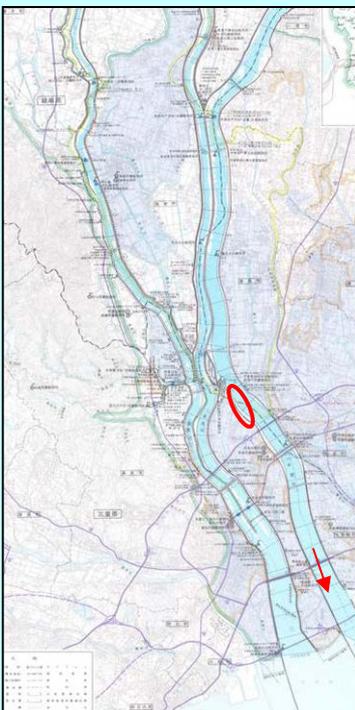
【船頭平閘門】

重要文化財(平成12年)。明治時代の河川工事により木曾川と長良川を往来できるようにした閘門(復門式門扉)明治35年に完成。不法係留船の存する木曾川水路が接続している。



平成27年3月撮影

木曾川右岸
10.8k~11.2k
附近



木曾川右岸
10.8~11.2km
12.4~12.6km附近

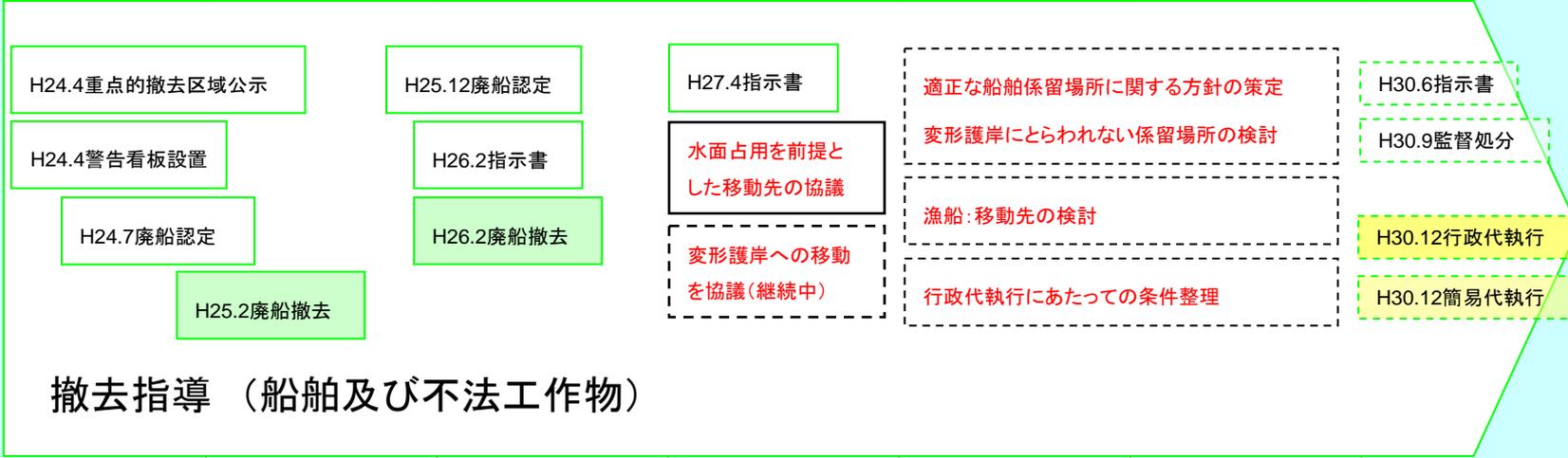
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
幹事会及び協議会内容						
船頭平木曾川水路+西川地先(本川)撤去対策 油島地先撤去対策 変形護岸整理集約					年次計画 見直し	
船頭平暫定係留施設占用廃止			H28以降の撤去対策		適正な船舶係留 場所に関する方針 の策定	
						H30以降の撤去対策

木曾三川下流部
船舶対策協議会

船頭平木曾川水路
+
西川地先

撤去対策等

生業船(漁船)



○桑名市が新規に係留施設の占用手続きを行い、使用許可を受けた船は許可施設へ自主撤去。
 ○変形護岸に使用許可を持っている船は、当該変形護岸へ自主撤去。
 ○変形護岸に使用許可を持っていない生業船は、自ら係留場所を確保(例:係留可能な既設変形護岸)
 ※船舶対策計画書→変形護岸に許可係留できる船を定義、変形護岸の適正管理、整理・集約を実施

凡例

実線 実施済み

破線 予定

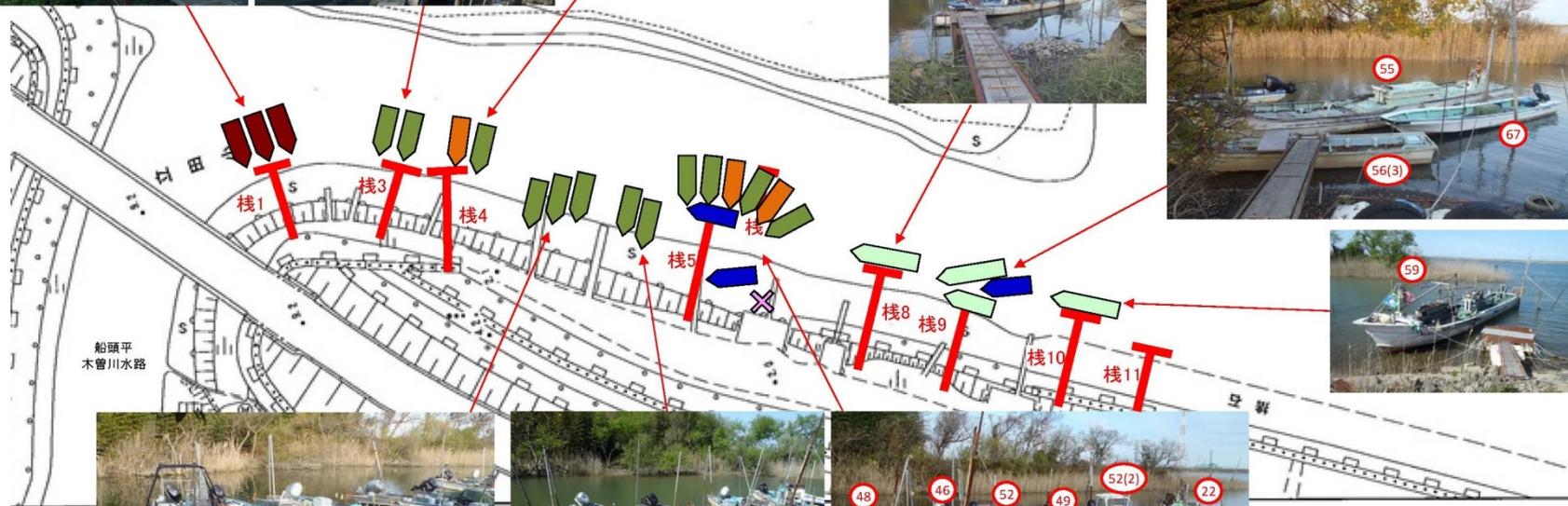
Ver.290317 船頭平木曾川水路 船舶等位置図

【船頭平木曾川水路】
船舶等位置図
H29.2.15現在

木曾川右岸12.4~6km附近
不法係留船 25隻
不法棧橋 9基

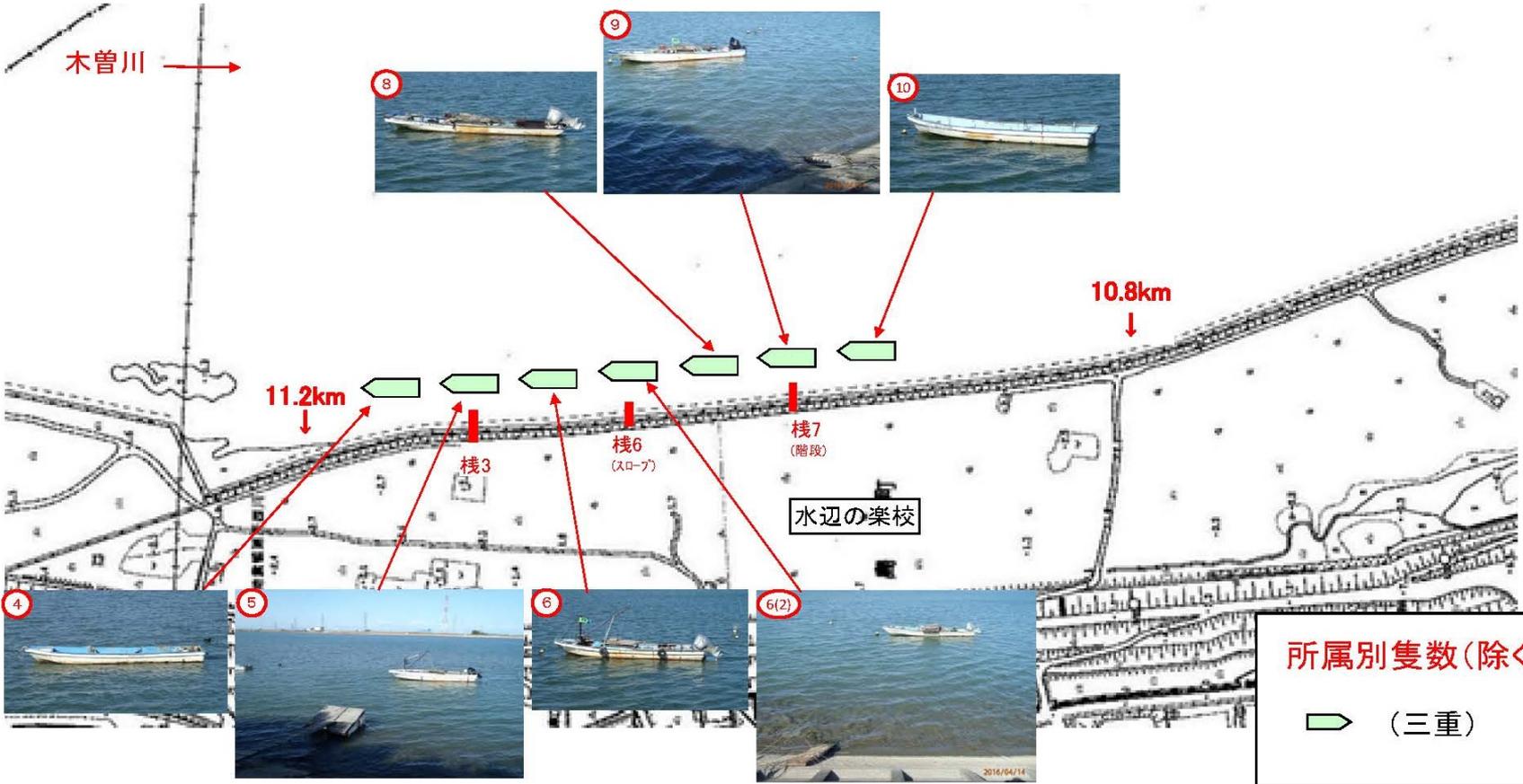
所属別隻数(除<棧橋)

	(三重)	4
	(愛知)	3
	(愛知)	12
	所属不明(個人)	3
	所属不明(不明)	3



【西川地先】
船舶等位置図
H29.2.15現在

木曾川右岸 10.8~11.2km附近
不法係留船 7隻
不法棧橋 3基



所属別隻数(除く棧橋)

➤ (三重) 7

油島地区 〔海津市〕

【不法係留実態】

不法係留船の数が多く、所有者不明の割合が高い。

今後、河川法に基づく是正指示及び命令によっても撤去がされない場合、強制的撤去措置(簡易及び行政代執行)を行う。

漁船に係る係留場所確保については、地元自治体と連携中。

H18調査

不法係留船76隻 不法棧橋7

H24.4月

不法係留船68隻 不法棧橋7

H26.4.14重点的撤去区域公示

H28.2月

不法係留船48隻 不法棧橋7

H28.12 最下流の不法棧橋撤去

H28.12.26 船舶所有者全員に対し撤去指導の文書を発送

H29.2.15

不法係留船49隻 不法棧橋6
(内漁船8隻、PB41隻)

【河川管理上の支障】

中州が前面にあるが、H14年及びH16年洪水では中州が長時間に亘り水没しており、船や棧橋が流出した場合は橋梁に引っかかり流下阻害を引き起こしたり、河川管理施設にぶつかり損傷を与える恐れがある。

治水神社等の歴史建造物、国の史跡である千本松原、木曾三川公園の近隣であり景観上の阻害となっている。

揖斐川左岸
13.6km(治水神社)～
14.6km(大江樋門)附近



平成27年3月撮影

【治水神社】

宝暦治水工事(1755年)の責任者、薩摩藩家老平田鞠負(ひらたゆきえ)を祭神とする神社。



平成27年3月撮影

【千本松原】

薩摩義士が治水工事の完成直後に千本の日向松の苗を揖斐川長良川分流堤に植えたものと伝えられている。国の史跡。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
幹事会及び協議会内容						
船頭平木曾川水路+西川地先(本川)撤去対策 油島地先撤去対策 変形護岸整理集約			年次計画 見直し			
船頭平暫定係留 施設占用廃止			適正な船舶係留 場所に関する方針 の策定			
H28以降の撤去対策			H30以降の撤去対策	H33以降の撤去対策		

木曾三川下流部
船舶対策協議会

油島地先
撤去対策等

H26.4重点的撤去区域公示

H28.12警告看板設置、
船舶所有者へ撤去指導
の文書発送

H29.9廃船認定

H30.1廃船撤去

適正な船舶係留場所に関する方針の策定
変形護岸にとられない係留場所の検討

漁船：移動先の検討

行政代執行にあたっての条件整理

H32.3指示書

H32.5指示書

H32.7監督処分

H32.7簡易代執行
公告

H32.11行政代執行

H32.11簡易代執行

**係留実態及び所有者調査
撤去指導（船舶及び不法工作物）**

- 変形護岸に使用許可を持っている船は、当該変形護岸へ自主撤去。（※長良川では支障あり。）
- " " に使用許可を持っていない生業船は、自ら係留場所を確保(例：係留可能な既設変形護岸)
※船舶対策計画書→変形護岸に許可係留できる船を定義、変形護岸の適正管理、整理・集約を実施
- 揖斐川において海津市が新たな係留場所(施設)を占用(整備)し、漁船の係留場所を確保する。



揖斐川・長良川 No.13 13.0k～13.8k

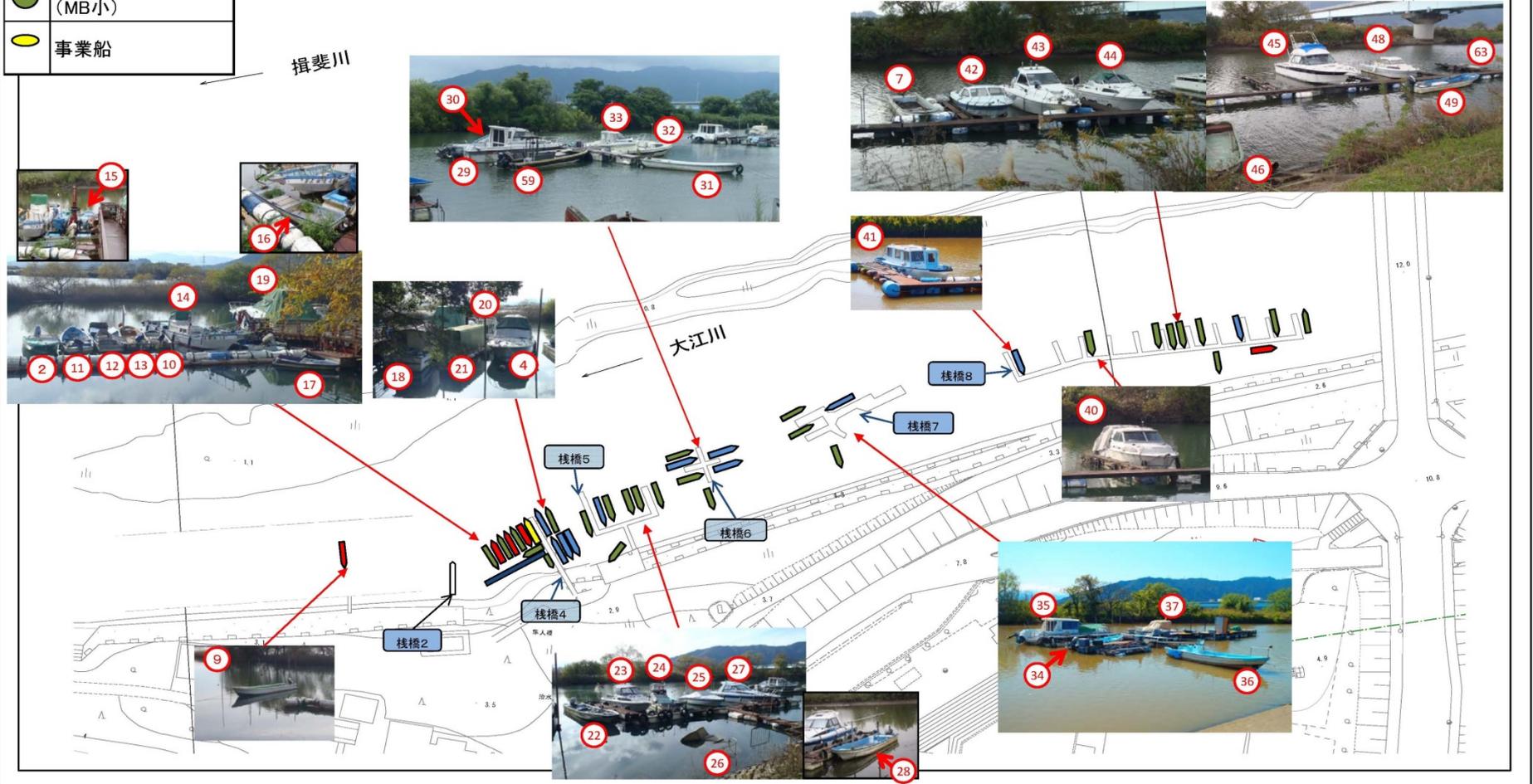
凡例【艇種別】

	漁船
	大型モーターボート (MB大)
	小型モーターボート (MB小)
	事業船

不法係留船等 係留状況マップ

別紙-12 (揖斐川左岸 13.4k+190～13.8k+60付近)

S=1:500



不法係留船等 係留状況マップ

油島大橋~大江排水機場

1:2,500
揖斐川 No.14 14.0k~15.0k



凡例【艇種別】

●	漁船
●	大型モーターボート (MB大)
●	小型モーターボート (MB小)
●	事業船

この図は、平成21年11月撮影の1/2,500図を編纂したものです。
■ 官民境界線 — 阿川区域 — 阿川保全区域
■ 官民境界線(確認不可) — 阿川保全区域

右から51, 52, 53, 54

揖斐川 No.14

国土交通省大分川下流河川事務所

木曾三川下流部
船舶対策協議会

暫定係留
施設

変形護岸整理集約スケジュール

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
<p>幹事会及び協議会内容</p> <p>船頭平木曾川水路+西川地先(本川)撤去対策 油島地先撤去対策 変形護岸整理集約</p>									
					<p>年次計画見直し</p>				
			<p>H28以降の撤去対策</p>		<p>適正な船舶係留場所に関する方針の策定</p>		<p>H30以降の撤去対策</p>		
<p>H28以降の撤去対策</p>		<p>H33以降の撤去対策</p>							
<p>船頭平暫定係留施設占用廃止</p>			<p>H26.4～30.3にかけて整理集約を実施 揖斐川右岸(桑名市) 上之輪新田、下深谷部(城の堀)、下深谷部(野球場前)、上之郷</p>						
<p>H23変形護岸等の係留等実態調査</p>		<p>H28.2～6変形護岸等の係留等実態調査</p>							
<p>H24.10～33.3にかけて整理集約を実施 長良川左岸(桑名市) №8松之木、№1杉江、№2下坂手、№3下坂手</p>									
<p>H24.10～26.3にかけて整理集約を実施 木曾川左岸(愛西市) 松田、小家、田尻、後江</p>		<p>H28.1～30.3にかけて整理集約を実施 木曾川右岸(桑名市) 鎌ヶ地</p>		<p>H28.10～32.3にかけて整理集約を実施 揖斐川左岸(海津市) 今尾、長良川右岸(海津市) 海津№1～№10</p>					
<p>H28.10～33.3にかけて整理集約を実施 木曾川左岸(愛西市) 塩田 長良川左岸(桑名市) №9千倉、№10西外面、№5西外面、№6西外面、№7十日外面、№11駒江、№12駒江 揖斐川右岸(桑名市) 上之輪 木曾川左岸(木曾岬町) 加路戸</p>		<p>工24.5～10 占用者は整理集約実施計画を作成</p>		<p>工24.10～25.3 占用者から管理者(漁協・地元等)へ事前説明を実施</p>		<p>工28.1 占用者から管理者(漁協・地元等)へ事前説明を実施</p>		<p>工28.1～6 占用者は整理集約実施計画を作成</p>	
<p>工28.7～9 占用者から管理者(漁協・地元等)へ事前説明を実施</p>									

凡例

実線 実施済み

破線 予定

不法係留船対策

平成10年2月12日付け建設省河政発16号「計画的な不法係留船対策の促進について」(河川局長通達)
平成10年6月19日付け建設省河政発62号
建設省河環発21号
建設省河治発42号「計画的な不法係留船対策の促進について」(河川局三課長通達)

不法係留船の定義と対応(上記課長通知より)

不法係留船とは、河川法第24条、第26条等の許可を得ずして係留している船舶



ただし、不法係留船対策の実施にあたり地域の慣行をふまえ、生業船とレジャー用船舶とで扱いを異にしてもよい。漁船に対しては柔軟な対応を行うこと。

年次計画の見直し(上記課長通知より)

計画は、不法係留の状況、係留・保管施設の整備状況等を勘案し策定するものであり、これらの状況に変化が生じた場合、適宜見直しを行うこと。

H28.3.23 第11回木曾三川下流部船舶対策協議会

平成28年度からの作業内容

適正な船舶係留場所に関する方針の検討(変形護岸にとらわれない船舶係留場所の検討)を実施。

《 船頭平木曾川水路・西川地区 》

【不法係留船舶31隻(内漁船29隻、PB2隻)、不法棧橋12基(H28.2.4時点)】

愛知県内漁業組合所属漁船 → 愛西市変形護岸へ移動先確保

三重県内漁業組合所属漁船 → 桑名市と移動先の検討協議



自主撤去の指導 → 従わない場合、行政代執行又は簡易代執行による撤去

《 油島地区 》

【不法係留船舶48隻(内漁船9隻、PB39隻)、不法棧橋8基(H28.2.4時点)】

岐阜県内漁業組合所属漁船 → 海津市と移動先の検討協議



自主撤去の指導 → 従わない場合、行政代執行及び簡易代執行による撤去

H28.4以降の動き

《 船頭平木曾川水路・西川地区 》

- 三重県内漁業組合へ、以下の協議を行うが移動されず。
 - ・木曾川の近隣変形護岸へ移動
 - ・船頭平閘門の時間変更を行い、長良川の変形護岸へ移動

- 桑名市へ、変形護岸にとらわれない船舶係留場所について候補地の提案を実施。

- 沈廃船2隻に対し警告看板を設置(H28.12)。近日中に撤去予定。

平成29年度以降の予定

- 桑名市が、変形護岸にとらわれない船舶係留場所について検討及び、上記以外の係留箇所の検討を継続。

- 自主撤去指導を継続し、平成29年度中に移動が行われない場合、平成30年度に行政代執行及び簡易代執行による撤去。

H28.4以降の動き

《 油島地区 》

- 船舶所有者全員に対し、撤去指導の文書を発送(H28.12)
- 最下流の不法棧橋1基について撤去完了(H28.12)
- 沈廃船2隻に対し警告看板を設置(H28.12)。近日中に撤去予定。

平成29年度以降の予定

- 海津市が、変形護岸にとらわれない船舶係留場所(漁船の移動先)について検討。
- 所有者不明船舶に対し警告看板を設置し、自主的撤去を進める。
- 自主撤去指導を継続し、平成31年度中に移動が行われない場合、平成32年度に行政代執行及び簡易代執行による撤去。

H28.4以降の動き

《 その他 》

○ケレップ水制群不法係留船対策を実施

- ・H28.11 17.8kp付近に不法係留船7隻を確認
- ・H28.12 現地に警告看板3基を設置
所有者調査を行い、自主的撤去を行う旨の文書
発送を実施
- ・H29.2 5隻の自主的撤去を確認



○漂流船の引き上げ

- ・H28.4 揖斐川の中堤5.8kp付近に漂流船を発見
出水等の再流出及び沈没の危険を回避するため、
桑名出張所と桑名建設事務所により、近場の高水敷
への引き上げ作業を実施



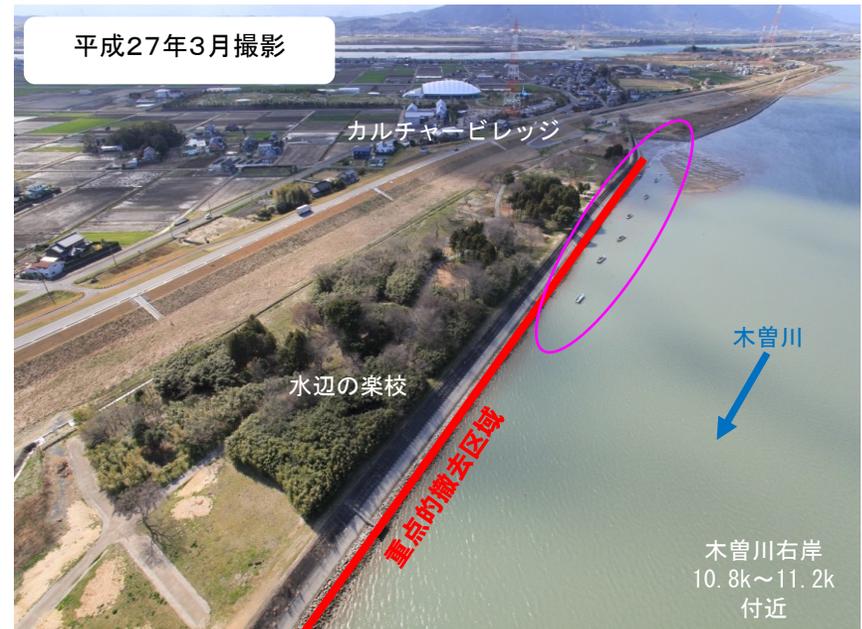
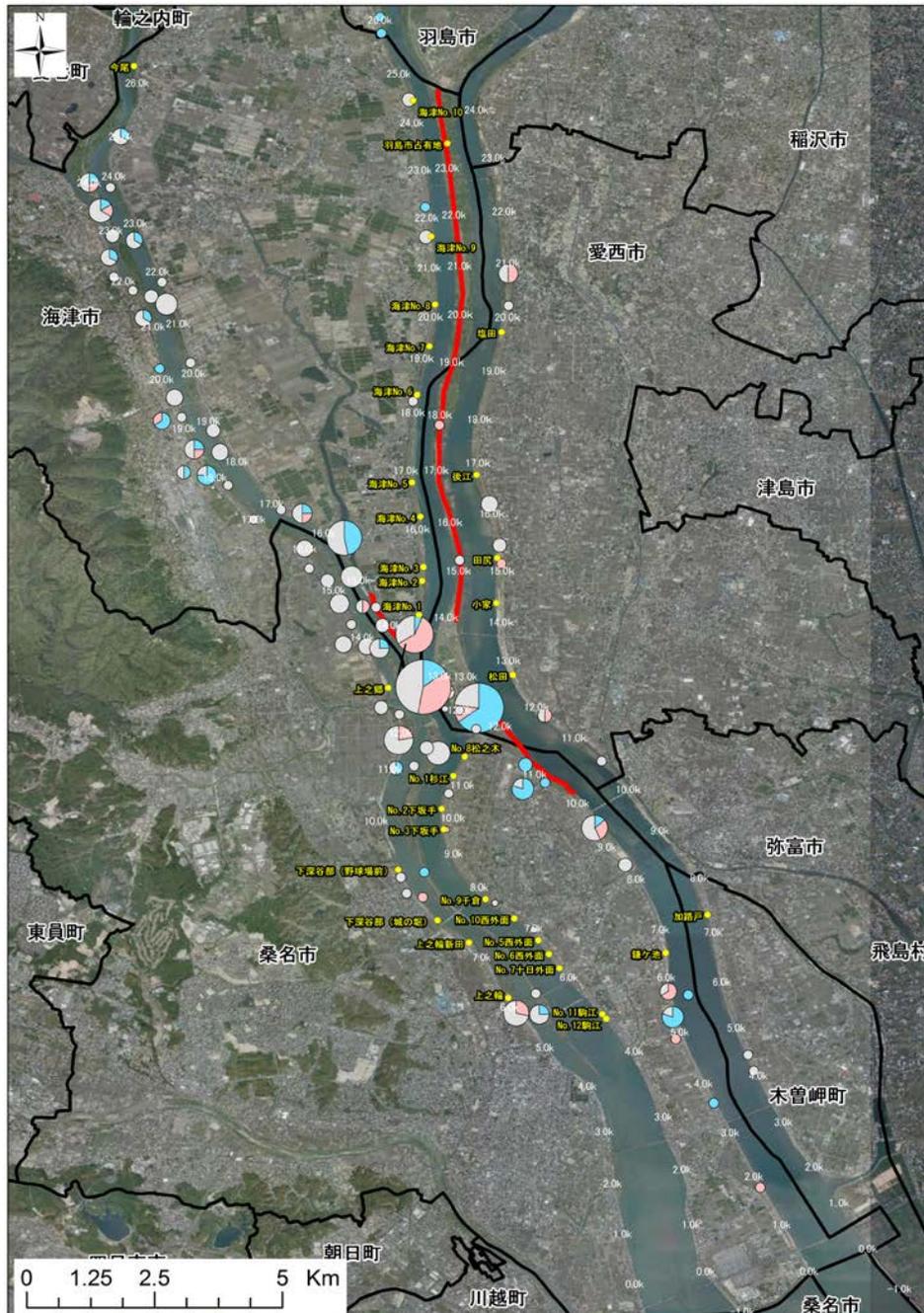
○揖斐川上流変形護岸高水敷の不法占用船対応

- ・H28.11 揖斐川右岸5.4kp～11.2kp係留施設付近の高水敷
に不法占用を行っている船舶に対し、桑名出張所
と桑名市により警告看板を設置(27箇所)



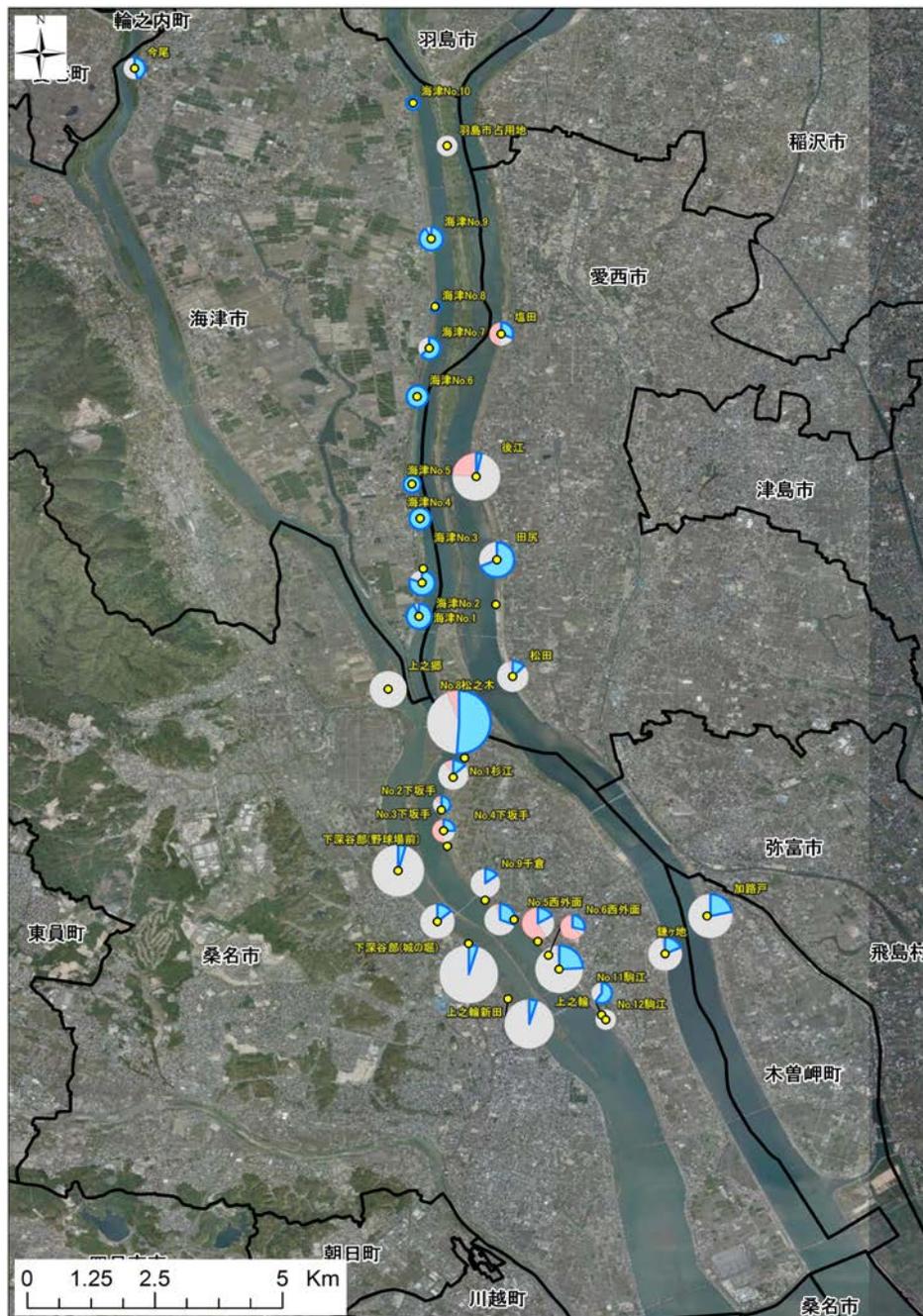
木曽三川下流部における不法係留船舶の現状

- ◆ 不法係留船数は減少しているものの、解消には至っていない。
- ◆ 特に、重点的撤去区域として設定されている油島地区、西川地区や係留施設が存在しない揖斐川上流区間において船舶の係留が顕著である。



凡例	
●	変形護岸
■	漁船番号あり
■	漁船番号なし
■	番号なし
—	重点的撤去区域

木曾三川下流部における不法係留船舶の現状



- ◆ 漁業の衰退や漁場の移動により、既設変形護岸には空きスペースが見受けられる。
- ◆ 既設施設を活用した場合においても、特に木曾川右岸、揖斐川上流にて生業船を集約できない。

区間		関係市町	変形護岸の箇所数	変形護岸内の空きスペース	不法係留漁船数	収容スペース不足数	
木曾川	右岸	0.0k~11.6k	桑名市	1	5	14	9
		11.6k~19.0k	愛西市	-	-	17	17
		19.0k~24.4k	海津市	1	0	0	0
	左岸	-2.0k~0.4k	桑名市	-	-	0	0
		0.4k~8.0k	木曾岬町	1	10	0	0
		8.0k~10.0k	弥富市	-	-	0	0
10.0k~22.8k	愛西市	5	30	0	0		
長良川	右岸	5.4k~12.4k	桑名市	-	-	1	1
		12.4k~25.6k	海津市	10	80	1	0
		25.6k~30.2k	羽島市	-	-	2	2
	左岸	2.8k~11.8k	桑名市	11	95	0	0
		11.8k~18.8k	愛西市	-	-	0	0
		18.8k~24.4k	海津市	-	-	0	0
揖斐川	右岸	-0.6k~16.6k	桑名市	5	3	1	0
		16.6~24.8k	海津市	-	-	13	13
	左岸	-1.0k~12.6k	桑名市	-	-	1	1
12.6k~26.8k	海津市	1	0	15	15		
多度川	右岸	0.2k~2.0k	桑名市	-	-	0	0
	左岸	0.2k~2.0k	桑名市	-	-	1	1

